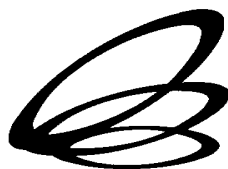


投資サービスセンター

投資委員会事務局

首相府



INVESTMENT SERVICES CENTER

THE BOARD OF INVESTMENT

OFFICE OF THE PRIME MINISTER

555 VipavadeeRangsit Road, Chatuchuck 10900 Tel. 0 2553- 8111, Fax: 0 2553-8222

プレスリリース/ PRESS RELEASE

第 121/2564 (Aor. 43) 号

2021 年 11 月 10 日

BOI は法人所得税の恩典が付与される投資家に、
歳入局による法人所得税の情報開示を同意するよう通知する。

BOI は、投資奨励を申請し法人所得税の免除または減税の恩典が付与される者に対し歳入局と政府機関の間のデータ連携システムを通してオンラインで P. N. D. 50 書式および P. N. D. 1K 書式を申告し、奨励期間中 BOI に法人所得税情報を開示することに歳入局と同意しなければならないという重要な条件を通知する。

投資委員会事務局 (BOI) は、2021 年 9 月 1 日以降に奨励申請し法人所得税の免除または減税の恩典が付与される者は、歳入局が定めた通りにオンラインで年次法人税確定申告書 (P. N. D. 50) および年次源泉徴収申告書 (P. N. D. 1K) を歳入局に申告し、BOI の「電子法人所得税免除恩典使用申請システム (e-Tax)」を通して BOI の法人所得税の免除または減税の使用を申請するために奨励期間中 BOI にその情報を開示することに歳入局と同意しなければならないことを通知する。この歳入局とのデータ連携は事業者に対し e-Monitoring システムでの年次事業成果報告において P. N. D. 50 書式および P. N. D. 1K 書式の情報を記入することなく、法人所得税の恩典使用を申請するために e-Tax システムにアクセスできるため重複を減らすものとなる。

「BOI は全投資規模においてタイ人と外国人に対し投資奨励している。」

 @boinews  BOI News  BOI News  YouTube Think Asia, Invest Thailand